

国際私法の現代化に関する要綱中間試案 に関する意見募集の結果について

標記の要綱中間試案につき、平成17年3月29日から同年5月24日まで意見募集を行ったところ、48件（団体からの意見が18件、個人からの意見が30件）の意見が寄せられました。提出された意見については、法制審議会国際私法（現代化）部会における審議の参考資料として使用します。

総論

改正の実務的なニーズがない等として今回の法改正に総論として反対する意見も、少数ながらあったが、大多数の意見は、今回の法改正を積極的に評価し、期待を寄せるものであった。

個別項目ごとの意見の概要

第1 自然人の能力に関する準拠法（第3条）

1 自然人の行為能力に関する取引保護規定（第3条第2項）

自然人の行為能力に関する取引保護規定については、内国取引保護規定を双方化するA案を支持する意見が大多数であったが、その中で、主観的要件を課さないA1案と主観的要件を課すA2案とについては、比較的多数の意見がA1案を支持した。

2 取引保護規定の適用除外（第3条第3項）

外国所在の不動産に関する法律行為を取引保護規定の適用除外としない提案については、これを支持する意見が比較的多数を占めたが、現行法を維持すべきであるとする意見もあった。

第2 後見開始の審判等の国際裁判管轄及び準拠法（第4条，第5条）

1 後見開始の審判等の国際裁判管轄

後見開始の審判等の国際裁判管轄については、常居所／住所地国管轄に加えて財産所在地国管轄及び本国管轄を認めるC案を支持する意見が比較的多かったが、常居所／住所地国管轄のみを管轄原因とするA案を支持する意見もあった。

2 後見開始の審判等の準拠法

後見開始の審判等の準拠法については、ほとんどの意見が準拠法を日本法とする提案を支持するものであった。

第3 失踪宣告の国際裁判管轄及び準拠法（第6条）

失踪宣告の国際裁判管轄及び準拠法については、提案を支持する意見が大多数であった。

第4 法律行為の成立及び効力に関する準拠法（第7条，第9条）

1 分割指定

分割指定については、準拠法に対する予測可能性が高まるなどとして分割指定を許容する明文規定を設けるA案を支持する意見が比較的多数を占めたが、解釈により対応す

べきであるなどとしてB案を支持する意見もあった。

2 準拠法選択の有効性

(1) 準拠法選択の有効性の基準

準拠法選択の有効性の基準については、予測可能性が高まるなどとして、いわゆる準拠法説に基づく規定を設けるA案を支持する意見がある一方、準拠法説に対する理論的な疑問や実際の運用における妥当性から明文規定を設けるのは相当でないなどとして、B案を支持する意見も多く、意見は分かれた。

(2) 準拠法選択における黙示の意思

準拠法選択における黙示の意思については、意見が分かれたが、明確性の観点などからこれを限定する明文規定を設けるA案を支持する意見よりも、黙示の意思による準拠法選択を制限すれば実務に混乱が生じるなどとして明文規定を設けないB案を支持する意見の方が、多数であった。

3 当事者による準拠法選択がされていない場合の連結政策（第7条第2項，第9条）

当事者による準拠法選択がされていない場合の連結政策については、特徴的給付の理論による連結点の推定について懸念を示す意見もあったものの、比較的多数の意見は、実務上受け入れ得る妥当な提案であるなどとして提案を支持するものであった。

4 準拠法の事後的変更

準拠法の事後的変更については、明文規定を設けるA案を支持する意見が比較的多数を占めた。同時に、第三者を害することができないことも明確にする必要があるとの意見が多数であった。

5 消費者契約に関する消費者保護規定

消費者契約に関する消費者保護規定については、規定を設けるA案を支持する意見が多数を占めたが、その中でも誘引の概念や適用範囲については意見が分かれたほか、規定を設けるべきでないとするB案を支持する意見もあった。

6 労働契約に関する労働者保護規定

労働契約に関する労働者保護規定については、規定を設けるA案を支持する意見が多数を占めた。

第5 法律行為の方式に関する準拠法（第8条）

1 法律行為の方式に関する準拠法（第8条第1項）

法律行為の方式に関する準拠法については、大多数の意見がその成立を定める法律によるとする提案を支持するものであった。

2 異なる法域に所在する者の間で行われる法律行為

(1) 異なる法域に所在する者に対する意思表示

異なる法域に所在する者に対する意思表示について発信地を行為地とみなすという提案については、寄せられた意見のすべてが提案を支持するものであった。

(2) 異なる法域に所在する者の間で締結される契約

異なる法域に所在する者の間で締結される契約の方式については、大多数の意見が提案を支持するものであった。

第6 物権等に関する準拠法（第10条）

物権等に関し例外条項を設けるか否かについては、法的安定性を害する、かかる条項がなくとも解釈により対応が可能であるなどとして、例外条項を設けないとするB案を支持する意見が、比較的多数を占めた。

第7 法定債権の成立及び効力に関する準拠法（第11条）

1 不法行為、事務管理又は不当利得の原則的連結政策

(1) 不法行為の原則的連結政策

不法行為の原則的連結政策については、結果発生地法とするA案、結果発生地に加えて加害者の予見可能性を考慮するB案それぞれを支持する意見があり、意見が分かれた。

(2) 事務管理又は不当利得の原則的連結政策

事務管理又は不当利得の原則的連結政策については、寄せられた意見のすべてが原因事実発生地法によるとする提案を支持するものであった。

2 不法行為、事務管理又は不当利得の特則

(1) 不法行為の当事者の常居所地法が同一である場合

不法行為の当事者の常居所地法が同一である場合については、同一常居所地法による旨の特則を設けるA案を支持する意見が比較的多数であったが、例外条項で対応すべきであるとして規定を設けないB案を支持する意見もあり、意見が分かれた。

(2) 不法行為が当事者間の法律関係に係る場合

不法行為が当事者間の法律関係に係る場合については、その法律関係の準拠法による旨の特則を設けるA案を支持する意見が比較的多数であったが、例外条項で対応すべきであるとして規定を設けないB案を支持する意見もあり、意見が分かれた。

(3) 不法行為の例外条項

不法行為における例外条項については、大多数の意見が、例外条項を設ける提案を支持するものであった。

(4) 不法行為における当事者自治

不法行為における当事者自治については、これを認める旨の規定を設ける提案について賛成する意見と反対する意見とに分かれた。

(5) 事務管理又は不当利得の特則

事務管理又は不当利得の特則については、上記(1)から(4)までにつき不法行為と同様の規律とするとの提案に対し、いずれの論点においても、ほとんどの意見がこれを支持するものであった。

3 特別留保条項（第11条第2項、第3項）

特別留保条項については、これを維持するA案、第11条第2項のみを削除するB1案、同条第2項及び第3項をともに削除するB2案に対して、それぞれ支持する意見があり、意見が分かれた。

4 個別的不法行為

(1) 生産物責任に関する準拠法

生産物責任に関する準拠法については、原則として取得地によることとしつつ生産業者等の予見可能性を加味するA案を支持する意見もあったが、特段の規定を設けないというB案を支持する意見も多く、意見が分かれた。

(2) 名誉又は信用の毀損に関する準拠法

名誉又は信用の毀損に関する準拠法については、被害者の常居所地法によるとするA案を支持する意見が、多数を占めた。

第8 債権譲渡等に関する準拠法（第12条）

1 債権譲渡の成立及び当事者間の効力

債権譲渡の成立及び当事者間の効力については、譲渡可能性を債権準拠法により判断することが明確になるなどとして、譲渡対象債権の準拠法によるとする明文規定を設けるA案を支持する意見が比較的多数を占めたが、債権譲渡という準物権行為を觀念すべきでなく、また、このような考え方は国際的にも一般的ではないなどとして規定を設けないB案を支持する意見もあり、意見が分かれた。

2 債務者に対する効力

債権譲渡の債務者に対する効力については、大多数の意見が、譲渡対象債権準拠法によるとする規定を設ける提案を支持するものであった。

3 第三者に対する効力

債権譲渡の第三者に対する効力については、仮に譲渡人の常居所地法によるとしたとしても債務者との関係では譲渡対象債権の準拠法を見ざるを得ず、実務的にはかえって煩瑣になるため、債務者に対する効力の準拠法と同じく、譲渡対象債権の準拠法によることとし、実務上統一した処理を可能とすべきなどとして、譲渡対象債権準拠法によるとするA案を支持する意見が、大多数を占めた。

第9 親族関係の準拠法（第13条第3項ただし書、第16条ただし書）

婚姻の方式に関する第13条第3項ただし書を維持するか否かについては、戸籍制度の信頼性維持等の観点からこの規定を維持するとするA案を支持する意見が、比較的多数を占めた。

第10 後見等（第24条、第25条）

後見等については、提案を支持する意見が多数を占めた。

第11 総則（第29条、第32条）

1 住所地法の決定（第29条）

住所地法の決定については、大多数の意見が、住所地法を準拠法とする規定が法例上存在しなくなることを前提として、第29条を削除する提案を支持するものであった。

2 反致（第32条）

反致については、実務上不都合なく運用されている規定であり、これを削除すると実務に混乱を招くなどとして、大多数の意見が、反致規定を維持するA案を支持するものであった。

以上